

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…927
- 同……………（同）…同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………（県産米戦略推進課）…928
- 漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………（水産振興課）…930
- 山形県民有林林地崩壊防止事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………（森林ノミクス推進課）…931
- e L－Q Rを活用した税外公金収納を開始するための告示……………（会 計 局）…935

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………936

告 示

山形県告示第673号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	定 員	指定年月日
一般社団法人青葉の杜 宮城県仙台市若林区南材木町17	G r o wマズロ天童 天童市老野森二丁目8番23 号	就労継続支援（B 型）	20名	令和 8. 9. 1

山形県告示第674号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式 会社 新庄市五日町字清水川1303番地 の3 ユニオン五日町ビル3 F	ピース楯岡 村山市楯岡五日町4番10号 村山福 祉プラザ	就 労 選 択 支 援	令和 8. 9. 1

山形県告示第675号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和8年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号
平成13年9月13日
1
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
山形農業協同組合
代表理事組合長 栗原 秀行
山形市旅籠町一丁目12番地35号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
高 橋 広 行	玄米、小麦、大豆、そば	国内産農産物に限る。
吉 田 邦 弘	玄米、小麦、大豆、そば	
佐 藤 隆 一	玄米、小麦、大豆、そば	
高 橋 俊 一	玄米、小麦、大豆、そば	
樋 口 彰 史	玄米、小麦、大豆、そば	
古 内 拓 己	玄米、小麦、大豆、そば	
笹 原 宏 之	玄米、小麦、大豆、そば	
秋 葉 達 也	玄米、小麦、大豆、そば	
井 上 信一郎	玄米、小麦、大豆、そば	
結 城 直 人	玄米、小麦、大豆、そば	
東海林 賢 一	玄米、小麦、大豆、そば	
熊 谷 徹	玄米、小麦、大豆、そば	
屋 島 正 人	玄米、小麦、大豆、そば	
板 坂 和 広	玄米、小麦、大豆、そば	

寒河江 章	玄米、小麦、大豆、そば
渡 辺 和 則	玄米、小麦、大豆、そば
齋 藤 恭 宏	玄米、小麦、大豆、そば
坂 本 健 一	玄米、小麦、大豆、そば
朝 倉 史 貴	玄米、小麦、大豆、そば
逸 見 安 博	玄米、小麦、大豆、そば
矢 萩 信 哉	玄米、小麦、大豆、そば
荒 井 雅 広	玄米、小麦、大豆、そば
栗 野 達 也	玄米、小麦、大豆、そば
森 谷 康 史	玄米、小麦、大豆、そば
須 藤 里 菜	玄米、小麦、大豆、そば
海 谷 貴 弘	玄米、小麦、大豆、そば
室 岡 直 樹	玄米、小麦、大豆、そば

2 (1) 登録年月日及び登録番号

平成13年9月11日

2

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

天童市農業協同組合

代表理事組合長 大石 貞義

天童市老野森二丁目1番1号

(3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆 国内産そば

(4) 登録の区分

品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
五十嵐 博	玄米、小麦、大豆、そば	国内産農産物に限る。
押 野 哲 哉	玄米、小麦、大豆、そば	
鈴 木 康 裕	玄米、小麦、大豆、そば	

須 藤 桂	玄米、小麦、大豆、そば
山 口 輝	玄米、小麦、大豆、そば
狩 野 徹	玄米、小麦、大豆、そば
須 藤 徹	玄米、小麦、大豆、そば
滝 口 翔 平	玄米、小麦、大豆、そば
松 浦 英 輝	玄米、小麦、大豆、そば
村 山 元 春	玄米、小麦、大豆、そば
今 田 将 文	玄米、小麦、大豆、そば
井 上 拓	玄米、小麦、大豆、そば
犬 飼 善 洋	玄米、大豆、そば
佐 藤 瑠 星	玄米、大豆、そば

山形県告示第676号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和8年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称
酒田市宮野浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 酒田市宮野浦の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 2 (1) 加入区の名称
鶴岡市鼠ヶ関加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市五十川及び温海の区域の者が営むもの
- 3 (1) 加入区の名称
鶴岡市鼠ヶ関加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市小岩川の区域の者が営むもの

山形県告示第677号

山形県民有林林地崩壊防止事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 15 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県民有林林地崩壊防止事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県民有林林地崩壊防止事業補助金交付規程（昭和42年 9 月県告示第879号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「県の事業計画及び設計に基づいて、」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第 8 条を削る。

第 7 条第 1 項中「出来高に係る経費が総事業費の10分の 3 をこえる場合において特に」及び「当該出来高に相当する」を削り、同条第 2 項中「別記様式第 6 号」に工事出来形調書（別記様式第 7 号）を添えて」を「別記様式第 8 号）を」に改め、同条を第11条とする。

第 6 条中「事業完了後」を「補助事業完了後」に、「3 月15日」を「2 月28日」に改め、同条第 2 号中「別記様式第 2 号」を「別記様式第 6 号」に改め、同条第 3 号中「別記様式第 5 号」を「別記様式第 7 号」に改め、同条を第10条とする。

第 5 条中「補助事業状況報告書は、補助金の交付に係る」を「規則第12条の規定に基づく補助事業等状況報告書は、補助金の交付決定のあつた」に、「10月末日」を「9 月末日」に、「1 月末日」を「12月末日」に、「別記様式第 4 号」を「別記様式第 5 号」に改め、同条を第 9 条とする。

第 4 条第 1 項第 2 号中「本工事費及び附帯工事費の合計額の10分の 2 以上の」を「本工事費等の30パーセント（30パーセントに相当する額が150万円以下であるときは150万円）を超える」に改め、同項第 3 号中「及び営繕費について、それぞれの額の10分の 2 をこえる増額及び工事雑費について、その額の10分の 1 をこえる」を「の30パーセントを超える」に改め、同項中第 4 号及び第 5 号を削り、同条第 2 項中「第 7 条第 1 項第 1 号」を「第 7 条第 1 項第 1 号イ又はロ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 規則第 7 条第 1 項第 1 号ハの規定により、知事の承認を受けようとする場合は事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 4 号）を提出しなければならない。

第 4 条を第 8 条とする。

第 3 条を第 7 条とし、同条の前に次の 3 条を加える。

（補助対象経費及び補助率）

第 4 条 この補助金は、次の基準により交付するものとする。

(1) 補助対象事業費は、補助事業の遂行に直接必要な工事費とし、補助対象経費は本工事費、附帯工事費、測量及び試験費並びに用地費及び補償費（以下「本工事費等」という。）並びに機械器具費とする。

(2) 補助率は、補助対象事業費の 3 分の 2 以内とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の実施期間）

第 5 条 林地崩壊防止事業は、その年災ごとの事業の総量がその激甚災害の発生した年の 4 月 1 日の属する会計年度以降おおむね 3 年以内に完了することができるように実施するものとする。

（適用除外）

第 6 条 この規程は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 国又は知事はその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業に附随して行うもの

(2) 鉱石又は土石の採取、土地造成等明らかに人為的な原因に基づくもので、その責任者の明らかなもの

(3) 崩壊土砂の排除のみに係るもの

(4) 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの

第 2 条の見出しを「補助対象事業」に改め、同条中「発生」を「激甚災害に伴い発生」に、「こえる」を「超える」に、「行なう」を「行う」に、「80万円」を「200万円」に改め、「し、補助金の額は、当該事業費の10分の 8 に相当する額以内と」を削り、同条を第 3 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 激甚災害 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同条第 2 項の規定により同法第 2 章若しくは第 5 条に規定する措置の適用が指定され、又は指定されることが確実である災害をいう。

(2) 林地 木竹が集団して生育している土地及び木竹の集団的な生育に供される土地（主として農地又は住宅地

若しくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。)をいう。
別記様式を次のように改める。

様式第1号

事業計画（成績）書

番号	箇所名	所在地	工事費	施行 形態	工期 年 月 日から 年 月 日まで	工種 概要	備考
			円				
計							

- (注) 1 「工事費」には、本工事費等及び機械器具費の合計を記載する。
2 「施行形態」には直営、請負、委託（県、その他）等の工事施工先を記載する。

様式第2号

収 支 予 算 書

(1) 収 入

区 分	予算額	備 考
県補助金	円	
市町村費		
その他		
計		

(2) 支 出

区 分		予算額	備 考
工事費	本工事費	円	
	附帯工事費		
	測量及び試験費		
	用地費及び補償費		
	小計		
	機械器具費		
	計		

様式第3号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

市町村長 氏 名

年度（ 年災）林地崩壊防止事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知があつた 年度（ 年災）林地崩壊防止事業について、下記のとおり事業内容を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請する。

記

- 1 変更理由
- 2 事業計画書（様式第1号）
- 3 収支予算書（様式第2号）

（注）「事業計画書」及び「収支予算書」は、変更前と変更後を比較対照できるように両者を二段書き（変更前を上段）すること。

様式第4号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

市町村長 氏 名

年度（ 年災）林地崩壊防止事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知があつた 年度（ 年災）林地崩壊防止事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう関係書類を添えて申請する。

記

- 1 事業中止（廃止）理由
- 2 現況写真

様式第5号

事業実施状況調書

年 月 日現在

番号	箇所名	所在地	計 画 工事費 (A)	契約状況		支出状況		繰 越 予定額	摘要
				契約済額 (B)	進捗率 B/A	支出済額 (C)	進捗率 C/A		
			円	円	%	円	%	円	

様式第6号

収支精算書

(1) 収入

区 分	予算額	精算額	比較		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
計					

(2) 支出

区 分			予算額	精算額	比較		備考
					増	減	
工 事 費	本 工 事 費 等	本工事費	円	円	円	円	
		附帯工事費					
		測量及び試験費					
		用地費及び補償費					
		小計					
	機械器具費						
	計						

様式第7号

補助金精算調書

県補助金 交付決定額	精算工事 費 総 額	補 助 率	精算 県補助金額	既受領 県補助金額	差引県補助金 未受領（返還）額
円	円		円	円	円

様式第8号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

市町村長 氏 名

年度（ 年災）林地崩壊防止事業補助金概算払請求書
年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知があつた 年度（ 年災）林地崩壊防止事業補助金について、年度内予定事業遂行のため必要があるので、下記のとおり概算払により交付されるよう請求する。

記

- 1 請求額 金 円
2 請求額内訳表

番号	箇所名	計画		年度内完成予定		既受領額	今回請求額	摘要
		工事費	補助金	工事費	補助金			
		円	円	円	円	円	円	
計								

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県民有林林地崩壊防止事業補助金交付規程の規定は、令和8年度分以降の補助金について適用する。

山形県告示第678号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとした。

令和8年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日
令和8年9月24日
- 2 特定収納事務に係る歳入
分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金及び諸収入

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月15日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,019人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 206,366人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	66,256人	上山市	7,886人	南陽市	8,110人
米沢市	20,823人	村山市	6,042人	東村山郡	6,701人
鶴岡市	32,757人	長井市・西置賜郡	13,742人	最上郡	9,410人
酒田市・飽海郡	30,156人	天童市	16,625人	東置賜郡	9,677人
新庄市	9,012人	東根市	13,148人	東田川郡	7,323人
寒河江市・西村山郡	20,460人	尾花沢市・北村山郡	5,519人		